

# 悪質な住宅修理 急増

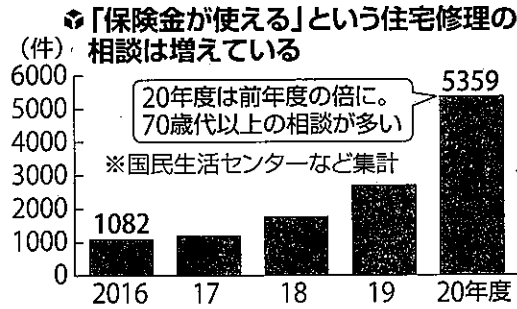
## 相談件数 10年で50倍

ここ数年で相次ぐ台風などの大規模災害に対し、悪質な住宅修理で保険の契約者が被害にあう事態が頻発している。国民生活センターへの相談件数は2020年度に5359件に達し、10年で50倍ほどに増加した。損害保険業界は対策や注意喚起を進めている。

## 強引勧誘 ■ 多額手数料

### 損保 注意促す

あいおいニッセイ同和損害保険は今夏から、火災保険の相談専用窓口を年中無休で24時間体制とする方針を固めた。社員が相談に応じる。相談業務はこれまで、担当社員が原則として保険



金の支払いを判断する必要があるので、平日に限定していた。

年中無休としたのは、大規模災害に伴う被災者からの相談が相次いでいるからだ。保険会社が対応できない休日や平日の夜間に被災者に修理を持ちかける業者が増えており、保険対象外の工事まで勧誘するケースも多い。あいおいでは21年度、悪質業者が関与したと推察される事案が月平均200件超に達しており、契約者を保護するために体制を強化することにした。

日本損害保険協会などによると、強引な修理契約への勧誘のほか、「保険金の請求を代行する」と提案する業者に多額の手料を支払った例があった。本来は代行を頼まなくても、契約者自身で保険会社に連絡すれば、手数料なしで簡単に請求できる。

保険金を得るために、問題のなかった屋根を壊した業者もいたという。請求に不正があった場合は保険金が支払われず、修理代を自

己負担しなければならぬ可能性がある。あいおいの担当者は「お客様が損をする事例が多くなっている。この状況をなくしていきたい」としている。

損保各社の台風や豪雨といたった自然災害に対する保険金支払額(地震除く)は、18、19年度と2年連続で1兆円を超えた。保険料を上げても災害の増加に追いつかず、損保大手の火災保険

事業は赤字が続いている。大手損保幹部は「不正請求は後を絶たず、負担は大きい」と訴えている。悪質業者への対策は損保業界の課題でもあり、各社はチラシを送付するなどして注意喚起している。不正請求は

災害から2、3年後にも行われることから、保険会社への早急な被害の連絡を勧める。損保協会も対策を進めており、業界横断で不正請求に関する情報を共有するシステムを構築している。